

東金市公告

東金市介護保険条例第5条の規定により交付すべき書類（令和8年度分）の公示送達

東金市介護保険条例（平成12年条例第5号）第5条の規定により交付すべき書類を次の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、公示送達する。

なお、当該書類は、東金市市民福祉部高齢者支援課において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年7月31日

東金市長 山 下 美 紀

氏名
國分 克之
藤田 容子
永井 徹
佐久間 務